

吉川市地域防災計画（改訂原案）に関する パブリック・コメント用資料

～みなさんのご意見をお寄せください～

1 はじめに

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、吉川市防災会議が作成するもので、地震や水害などの災害が発生したときに、市と防災関係機関が連携、協力し、市民の皆さんの生命や身体、財産などを災害から守ることを目的として作成するものであり、災害を予防するための計画、また、災害が発生した際に迅速かつ効率的に応急対策活動を実施するための計画、被災した市民の生活安定や施設などの復旧・復興を行うための計画などを定めています。

今回の改訂では、「①防災関係法令、国等の指針の制改正への対応」、「②関東・東北豪雨及び熊本地震等で得られた教訓への対応」、「③市の体制の変更への対応」などの主要な改訂事項を市防災会議において審議し、改訂原案を作成しましたので、市民の皆様にお知らせするとともに改訂原案に対するご意見を下記のとおり募集します。

2 意見募集概要

(1) 意見募集の期間

平成31年2月5日（火曜日）～平成31年3月5日（火曜日）

※郵送の場合は、3月5日（火曜日）付けの消印まで有効

(2) 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名及び連絡先を明記の上、別紙「意見提出用紙」にてご提出ください。

※その他の用紙でも構いません。ただし、住所、氏名及び連絡先はご記入ください。

■郵送・持参

〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地 吉川市役所 危機管理課あて

■意見提出箱への投函

「意見提出箱」設置場所

- ・危機管理課 ・市役所1階市政情報コーナー ・中央公民館 ・駅前市民サービスセンター
- ・おあしす ・旭地区センター ・東部市民サービスセンター ・総合体育館

■ファクシミリ FAX番号：048-981-5392

■Eメール アドレス：kikikanri2@city.yoshikawa.saitama.jp

(3) 意見の公表

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応につきましては、取りまとめを行い、平成31年4月下旬を目途にホームページ等で公表する予定です。

(4) 留意事項

- ①記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ②ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ③電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

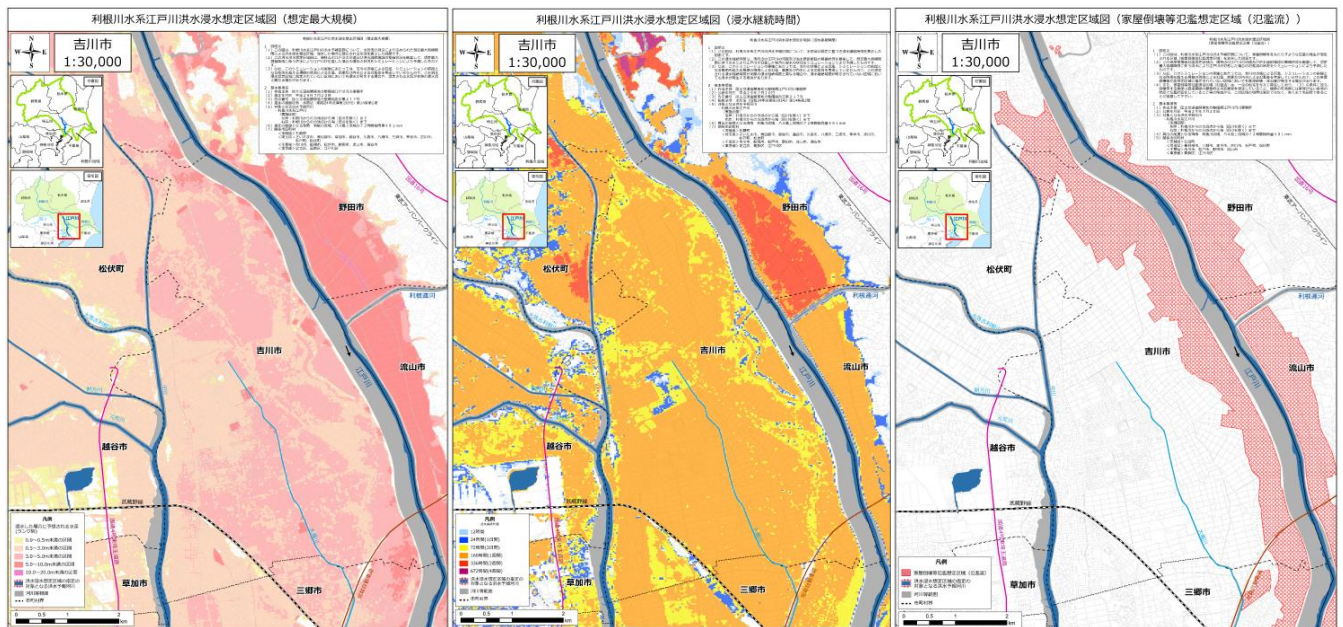
3 主な内容

(1) 想定最大規模の降雨による洪水浸水想定への対応

①水防法改正に基づく、利根川、江戸川、中川、荒川の想定最大規模による浸水想定（浸水深、浸水継続時間、建物倒壊等氾濫想定区域）の反映【風水害対策計画-総則-2】

□本市に係る浸水想定区域の概要

指定河川名	浸水想定区域図	作成主体	指定年月日	氾濫河川・指定の前提となる降雨	市域の浸水被害想定状況等
利根川	利根川水系利根川・広瀬川・早川・小山川洪水浸水想定区域図	利根川上流河川事務所	H29. 7. 20	<ul style="list-style-type: none"> 利根川、広瀬川、早川、小山川が氾濫した場合（支派川等の氾濫や内水氾濫を含まない） 利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm 	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ全域が0.5m以上、3～5mの浸水が多くを占めており、一部で5～10m浸水すると想定される。 浸水継続時間は、ほぼ全域で1週間以上、多くは2週間の浸水が想定されている。
江戸川	利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図	江戸川河川事務所	H29. 7. 20	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川が氾濫した場合（支川の氾濫や内水氾濫を含まない） 利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm 	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ全域が0.5m以上、市西部は3～5mの浸水が多く、江戸川沿いの一部で5～10m浸水すると想定される。 浸水継続時間は、ほぼ全域で3日以上、多くは1週間の浸水が想定されている。 江戸川沿いの全区間広い範囲に渡り、氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域となる。
中川 (国管理区間)	利根川水系中川・綾瀬川洪水浸水想定区域図	江戸川河川事務所	H29. 7. 20	<ul style="list-style-type: none"> 中川、綾瀬川が氾濫した場合（支川の氾濫や内水氾濫を含む） 中川・綾瀬川流域の48時間総雨量596mm 	<ul style="list-style-type: none"> 市北東部を除くほぼ全域が浸水し、大半は0.5～3mの浸水と想定される。 浸水継続時間は、浸水区域でほぼ3日以上、市南側を中心に、1週間の浸水が想定されている。 中川沿いの市域南側は、河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域となる。
荒川	荒川水系荒川洪水浸水想定区域図	荒川上流河川事務所 荒川下流河川事務所	H28. 5. 30	<ul style="list-style-type: none"> 荒川が氾濫した場合（支派川などの氾濫や内水氾濫を含まない） 荒川流域の72時間総雨量632mm 	<ul style="list-style-type: none"> 市南西部が浸水し、一部で0.5～3m浸水すると想定される。 市南西部の一部は、1～3日の浸水継続時間が想定されている。



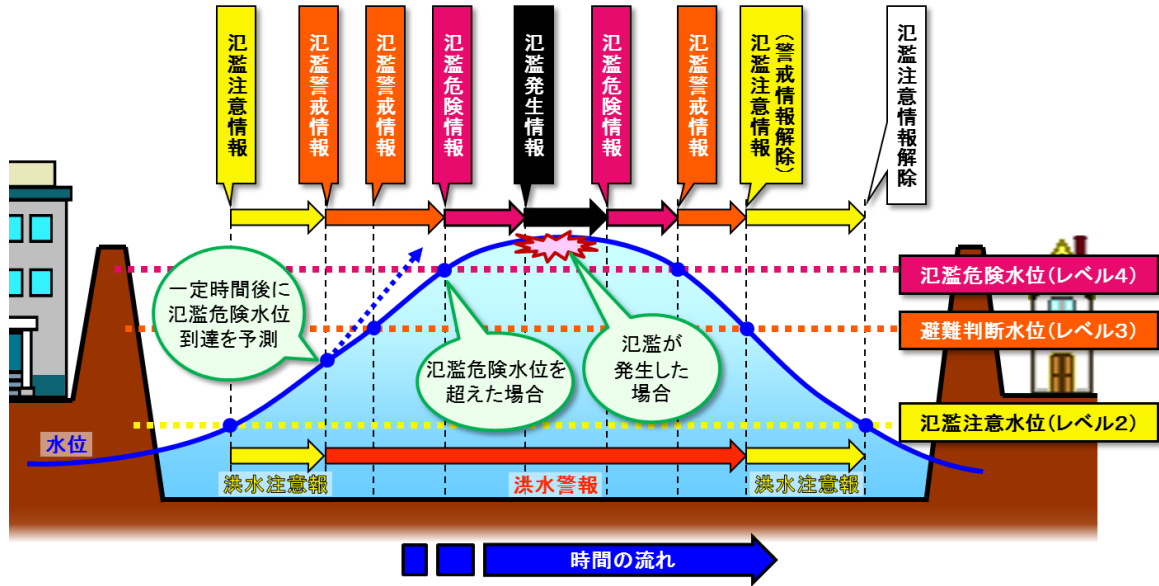
江戸川浸水想定区域図（想定最大規模浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域）
 (国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa_index008.html)

②水防法等の改正に基づき、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進と計画に基づく防災訓練実施の促進を明示【震災対策計画-予防-63】

③想定される市全域浸水時の避難対応について、近隣市町と連携した取組の推進を明示【風水害対策計画-予防-11】

(2) 適切な避難行動と情報提供

①水防法や防災基本計画の改正を踏まえ、避難勧告・指示等を発令するための水位等による避難判断基準を変更【風水害対策計画-応急-87】



□避難判断基準

区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表	利根川・荒川等の 外水氾濫、内水氾濫等				
避難準備・高齢者等避難開始（避難行動要支援者等に対する避難情報）	○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇（氾濫危険水位の到達）が予測されるとき ○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき					
	目安となる水位（避難判断水位）					
	江戸川 (西関宿) 8.10	江戸川 (野田) 8.20	中川 (吉川) 3.60			
避難勧告	○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さらに水位の上昇が予測されるとき ○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を発見したとき ○大雨特別警報が発表されたとき。					
	目安となる水位					
	洪水予報河川（氾濫危険水位）		水位周知河川（洪水特別警戒水位）			
	江戸川 (西関宿) 8.40	江戸川 (野田) 8.50	中川 (吉川) 4.00	中川 (牛島) 6.25	新方川 (増林) 4.02	大落古利根川 (杉戸) 7.91
避難指示（緊急）	○氾濫発生情報が発表されたとき ○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発見したとき ○破堤、越水を発見したとき					
	○利根川・荒川・綾瀬川・元荒川の氾濫により、市域へ氾濫水の到達が予想されるとき。 ○江戸川・中川・新方川・大落古利根川・利根川・荒川・綾瀬川・元荒川以外の河川において、破堤、越水等、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。 ○内水氾濫により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。 ○県本部長・河川管理者から避難についての勧告又は指示の要請があったとき。 ○气象台等から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。 ○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。 ※上記の状況により、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。					

②避難の誘導者、避難誘導順位、移送方法等を変更【風水害対策計画-応急-45】

③自主避難のための指定避難所の開設について明示【風水害対策計画-応急-97】

- ④迅速かつ適切な対応・避難のため、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき具体的な行動等を明示【震災対策計画-予防-70】
- ⑤指定緊急避難場所等の案内標識の設置について、日本工業規格に準拠した図記号の使用を明示【震災対策計画-予防-26】
- ⑥災害情報等の確実な伝達のため、「緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）」等、以下に示す、多様な情報伝達手段を明示【震災対策計画-予防-34、59】【震災対策計画-応急-63】【風水害対策計画-応急-37、69】

□市民等へ災害情報等を伝達するための手段

- ・市ホームページ ・登録制メール ・緊急速報メール ・SNS ・電話応答サービス
- ・Lアラート（NHK d 放送、テレ玉 d 放送） ・FMラジオ（エフエムこしがや）
- ・ケーブルテレビ（J-COM） ・緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

- ⑦風水害時において、自らの判断で適切な避難行動を行うなど、市民等の避難行動について明示【風水害対策計画-応急-30】

(3) 被災者支援

- ①り災証明の迅速な発行のため、住家被害認定調査体制の整備や支援システムの導入検討等を明示【震災対策計画-予防-29】
- ②円滑な災害廃棄物処理のため、処理体制や方法、応援要請等の具体的な内容を明示・変更【震災対策計画-応急-132】
- ③迅速な復旧・復興に繋げるため、住宅等障害物除去における吉川市建設業協会との協定を活用した効率化について明示【震災対策計画-応急-140】
- ④円滑な支援物資の配送・供給のため、運送事業者等との連携体制の構築について明示【震災対策計画-予防-56】

(4) 市民の防災意識の高揚

- ①市民による防災・減災力の向上として、リスクに備えるため保険・共済等への加入促進を追加【総則-14】【震災対策計画-予防-72】
- ②災害・避難の危険性周知のため、洪水ハザードマップへの早期立ち退き避難が必要な区域等の明示を追加【風水害対策計画-予防-28】
- ③避難所において避難者自らによる主体的な運営となることを基本とすることについて明示【震災対策計画-予防-29】

(5) 市の体制見直し

- ①より円滑かつ効率的な災害対応の実現に向け、災害対策本部体制や水害対策本部体制等の市の災害対応体制・実施業務等の大幅な見直し【震災対策計画-応急-4、6、23】【風水害対策計画-応急-3、6、12、23】
- ②県等外部からの応援受入体制の整備や相互応援による協力体制の更なる強化推進を明示【震災対策計画-予防-30】

(6) その他

- ①被害を減らす取組への対応として「減災」の記述を明示【全編】
- ②行方不明者の捜索について、必要に応じて、県及び警察等と協議し、行方不明者の公表を検討することを明示【震災対策計画-応急-103】